

提出書類一覧表

1.建設工事

	提出書類の名称	様式	市内業者	市内に支店等がある業者	市外業者	備考
1	申請書	日光市	○	○	○	
2	業態調書		○	○	○	
3	市税の納付状況に関する確認の同意書		○	○	△	市外業者のうち、日光市に納税義務を有する場合は提出してください。
4	ISO認証取得及び障がい者雇用状況		○	○		必ず提出してください(該当が無い場合も提出)。
5	営業所一覧表(写)(建設業法施行規則様式第1号別紙2(1)又は(2))			△	△	「年間を通じて委任する場合」に提出してください。営業所一覧表の写しは受任する営業所の許可業種が確認できるものとします。委任先営業所の所在地が日光市内の場合は、市内営業所調査票・地図及び写真も提出してください。
6	市内営業所調査票・地図・写真			△		
7	委任状(年間委任)			△	△	
8	委任先配置技術者名簿(年間委任)			△	△	
9	登録希望業種表(建設工事)		○	○	○	建設業の許可を受け、かつ、日光市に登録を希望する業種を記入してください。希望する業種は、経営事項審査を受けている業種に限ります。
10	使用印鑑届		○	○	○	「入札及び見積りの参加、契約の締結、代金の請求及び受領に使用する印鑑」を押印し、提出してください。
11	誓約書		○	○	○	
12	最新の健康保険及び厚生年金の領収書(写)		△	△	△	経営事項審査結果通知の健康保険、厚生年金保険の覧が加入無の場合
13	最新の雇用保険の領収証書及び労働保険概算確定保険料申告書(写)		△	△	△	経営事項審査結果通知の雇用保険の覧が加入無の場合
14	社会保険等適用除外誓約書		△	△	△	該当している場合
15	保護観察対象者等雇用に関する証明書		△	△		該当となる場合は、宇都宮保護観察所発行の証明書を添付してください。
16	社会貢献活動等取組状況		○	○		「新規申請」の場合は提出してください。「業種追加」のみの場合は提出不要です。
17	工事経歴書		○	○		経営事項審査時、提出した直近1年分を提出してください。
18	技術職員名簿		○	○		経営事項審査時、提出した名簿を提出してください。
19	次世代育成支援対策推進法の規定による、一般事業主行動計画策定・変更届(写)		△	△		日光市内に本店(支店)を有し、所轄労働局に届出をしている場合に所轄労働局の受付印の押印のされたものを添付してください。
20	経営規模等評価結果通知書及び総合評価値通知書(写)	○	○	○	審査基準日(令和4年8月1日から令和5年7月31日)の間の経営規模等評価結果通知書及び総合評価値通知書の写しを添付してください。	
21	建設業退職金共済契約者証(写)	○	○			
22	労働者災害補償保険関係成立領収済通知書(写)	○	○			
23	日光市クーンパートナー認定書(写)	△	△		日光市内に本店(支店)を有し、認定されている場合のみ提出してください。	
24	日光市消防団協力事業所表示証(写)	△	△			
25	栃木県の入札参加資格審査申請確認書類(写)	△	△		栃木県の入札参加資格審査申請をした場合は、申請確認書類(受付結果通知の写し)を提出。	
26	県税全税目納税証明書(県税)(写)	県税事務所	○	○	△	栃木県内業者: 納付すべき税額がない場合にも提出が必要です。栃木県外業者: 栃木県に納税義務を有する場合(栃木県内に営業所を有している等)に提出
27	納税証明書(国税)(写)	税務署	○	○	○	法人:『納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書)』 個人:『納税証明書(その3の2「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書)』 申請日前3ヶ月以内のものを提出してください。納付すべき税額がない場合においても提出してください。

凡例	○	必ず提出する書類
	△	該当する場合のみ提出する書類
		提出が不要な書類

※注意事項

- 申請書における受任営業所等が建設業法に基づく許可を有する営業所等でない場合には、営業所としての登録とはなりません。
- 日光市内の営業所等の申請については、当該受任営業所等において申請業種の許可を有しており、日光市準市内業者認定基準に適合することが必要となります。
- 登録希望業種表については、受任営業所等がある場合、当該営業所において建設業の許可を有する業種のみ登録できます。